



KPMG Newsletter

# KPMG Insight

## Topic ①

これだけ海外赴任準備

— 必ず押さえておくべきポイント —  
第6回 中国・インドネシア



Vol. **65**

March 2024

# これだけ海外赴任準備

## ー 必ず押さえておくべきポイントー

### 第6回中国・インドネシア

KPMG中国 上海事務所

高橋 星行 / シニアマネジャー

江森 岳史 / マネジャー

KPMGインドネシア

三竿 祥之 / パートナー

中国では、外資系企業の誘致や規制緩和の動きがある一方、中国特有の制度、管理体制も深化しており、これらの最新動向を把握しておくことは重要です。なかでも移転価格税制、データ統制三法への対応はコンプライアンスリスクの低減のみではなく、組織ガバナンス高度化にもつながります。本稿では、中国で事業を行う企業に求められる能動的移転価格リスク管理や、データマネジメントについて解説します。

インドネシアにおける税務問題の最大の懸念は厳しい税務調査への対応であり、移転価格問題は税務調査における最大の論点です。移転価格問題の指摘によって多額の追徴が課されて納税者の負担が想定外に重くなり、多くの納税者が対応に苦慮している状況にあります。本稿は、移転価格の指摘リスクとその対策について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

#### 中国

##### 1. 能動的移転価格リスク管理

国・省・市レベルの税務局間連携が深まるなか、企業側も攻めの移転価格リスク管理が求められている。資金還流の観点も昨今の注目点である。

##### 2. データ統制三法を通じたデータマネジメント

データ統制三法に関連して、個人情報域外移転に関するガイドラインが公表されている。企業にとってコンプライアンスを遵守しつつデータマネジメントを強化する好機である。

#### インドネシア

##### 1. インドネシアの移転価格税制で問題になりやすい論点

移転価格文書の内容、特に比較対象企業の認否、利益水準の妥当性、およびロイヤルティ・関連者間役務の内容が論点となりやすい。

##### 2. 税務リスクを軽減するための対策

税務調査で移転価格による追徴リスクを軽減するためには、まずは法令に準拠した確固たる移転価格文書や関連する確証を準備することがきわめて重要。またAPA(事前確認)も選択肢になり得る。



高橋 星行  
Hoshiyuki Takahashi



江森 岳史  
Takeshi Emori



三竿 祥之  
Yoshiyuki Misao

## ① 相次ぐ新規制を逆手に取った企業統治の強化 <中国>

ゼロコロナ政策から転換した2023年は経済回復と発展が強調され、改革開放の深化や経済成長率などの回復が見られた1年でした。一方で世界経済の減速や国内不動産市況の低迷から抜け出すにはまだ時間を要すると見られており、省・市レベルでは税收確保の観点から管理体制を強化することが考えられます。また、国家情報管理の観点から、企業および個人に対する規制が強化されています。中国にて事業を行う企業はこのような現況を逆手に取り、企業統治の強化を進めることが肝要です。

### 1. 能動的移転価格リスク管理

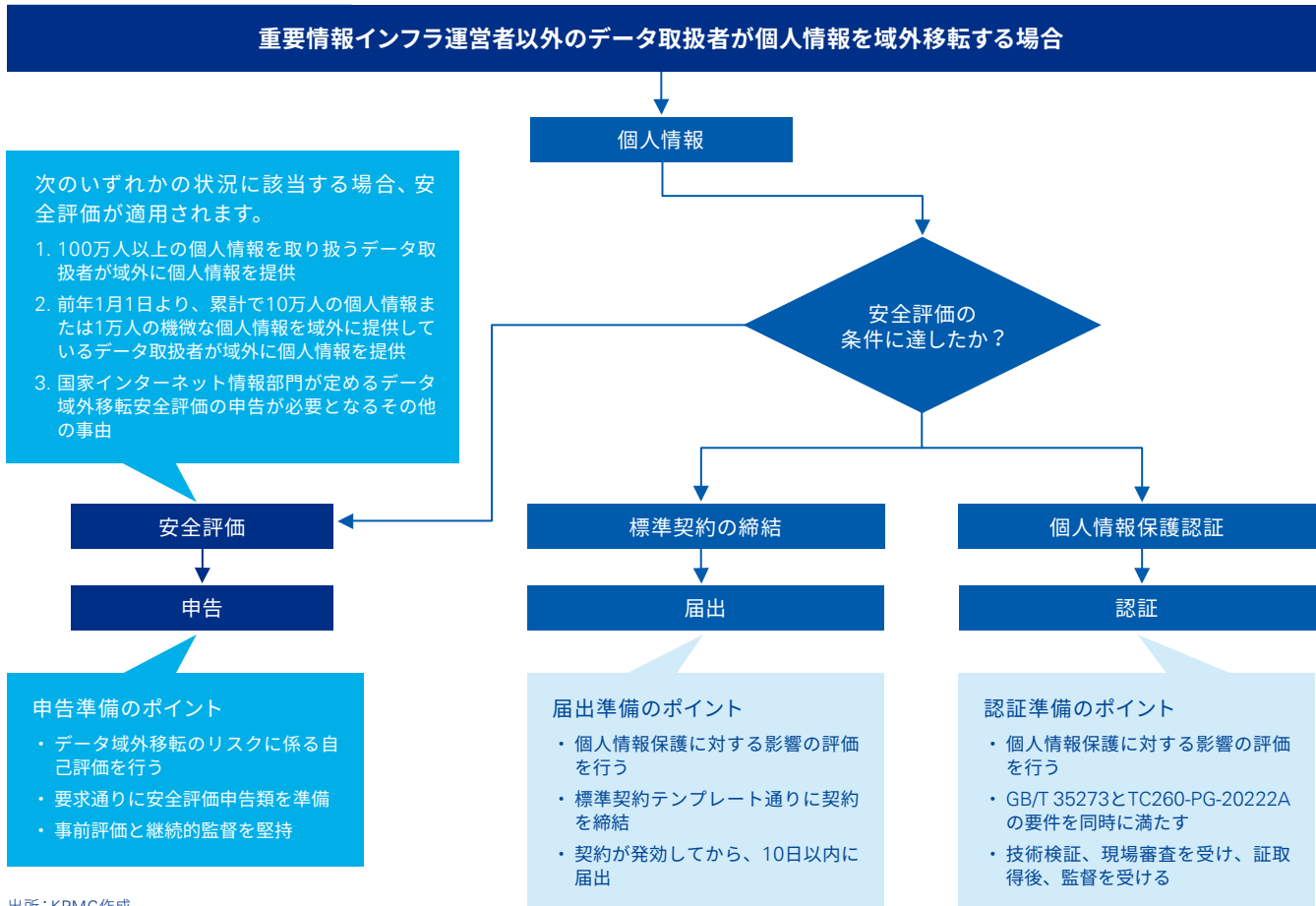
#### (1) 連携深まる移転価格管理体制

中国の移転価格管理は国・省・市の3段階に分けられますが、昨今では情報共有、人員増強、グループ調査、ビッグデータ活用など、国税・地方税の包括的な管理が行われています。また、租税回避防止のため、中国税務局は「管理」「サービス」「調査」の三位一体の体制を敷き、各活動を強化しています。その結果、近年の税務局は、正式調査には慎重である一方、“納税評価”など日常の管理において、指摘・改善要求を行い、企業自らの特別納税調整という確定申告の項目を通じた追加納税のケースが増えています。

特に多国籍企業に対しては近年、利益

水準の監督管理強化のための新スキームが導入されたことは特筆すべき点です。広範囲の定性的および定量的な情報の収集を通じて多国籍企業グループの全体状況をマクロレベルで理解、ビッグデータ分析を通じてリスクモニタリングや規定遵守状況の管理をより完全な形で実施します。つまり税務局は同時文書、グループ情報、グループ国別報告書に加え、所属企業情報、中国現法製品販売単価、グループ中国子会社の財務状況、その他事項に関する確認を通じ、バリューチェーンにおいて中国現法が得る利益が機能リスクと合致するかどうかシミュレーションを実施、その結果に基づき中国現法の移転価格リスクを評価します。

図表1 中国における個人情報域外移転のコンプライアンス遵守ルート



## (2) 攻めの移転価格リスク管理が 企業にもたらす効果とは？

税務局による調査に事後的かつ受動的な対応だけでなく、事前の移転価格プランニング実施や移転価格文書化段階からの企業グループ横断的整理などの能動的対応によって移転価格リスクを未然に引き下げることが必要と言えます。また、一国間（簡易）APA、二国間APAの利用事例も増えており、移転価格リスクの確実な解消を図る方法も注目されています。

また、中国にプールされている資金を国外に機動的に還流させる手段の1つとして、移転価格年末調整を実施するケースも増えています。ただし中国国内の利益減少方向の調整は中国税務局にとってのモチベーションは低く、実務上、外貨管理局や銀行の協力への依存が高まるほか、税務局に注目されるリスク、税関の観点からの影響などにも留意が必要です。

## 2. データ統制三法を通じたデータ マネジメント

### (1) 国家安全保障レベルの情報管理

2015年7月1日に《中華人民共和国国家安全法》が正式に公布・施行され、サイバーセキュリティとデータセキュリティが明確に国家安全保障レベルに格上げされました。その流れを受け、データ統制三法（サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法）が順次制定されましたが、その後も関連する重要な行政法規や国家標準が次々と公布されています。中国でビジネスを営む企業は、常に最新の法規制をキャッチアップし、コンプライアンスを遵守しながら業務を遂行する必要があります。

### (2) 個人情報域外移転標準契約

直近では、2023年5月30日に「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン」が公布され、中国で取得された個人情報を域外移転する場合に、選択肢の1つとして

標準契約を締結することによって適法に域外移転する手続きが明確に示されました。

中国では、重要情報インフラ運営者は、中国域内で収集または発生した個人情報および重要データを域内に保存しなければなりません。それ以外のデータ取扱者は、移転する個人情報の規模などを判断し、3つのコンプライアンス遵守ルートから該当するルートを選定する必要があります（図表1参照）。

なお、個人情報保護法のなかで個人情報を域外移転する個人情報取扱者は個人情報保護影響評価（PIPIA）を実施することが求められています。該当する企業はこれを好機として自社で個人情報がどのように管理されているかを把握し、対応が不十分な領域については必要な対策をとることでデータマネジメントを強化することができます。個人情報がシステム内に保持されているケースではシステムに関するセキュリティ知識やスキルが求められます。KPMGでは、ITの側面からも専門家がPIPIAなどデータ統制三法のコンプライアンス対応についてサポートしています。詳細はKPMGのウェブサイト：Compliance Management for Cross-border Transfers of Personal Information<sup>1</sup>（英語）をご参照ください。

## II 移転価格にかかる論点 <インドネシア>

### 1. 移転価格税制の概要

インドネシアの税務調査では、移転価格が最大の焦点となり多額の追徴が課される事例が多く見られます。まずはインドネシアの移転価格税制を正しく理解し、適切に対策することが重要です。

納税者は一定の要件を満たす場合、移転価格文書であるマスターファイル（MF）、ローカルファイル（LF）を作成する義務が

生じます。一定の要件とは下記4項目であり、関連者間取引がある状況でかつ4つのうちいずれかが該当すると文書を準備しなければなりません。

- (1) 前年度の収入が500億ルピア以上
- (2) 前年度の有形資産の関連者間取引が200億ルピア以上
- (3) 前年度の有形資産以外の関連者間取引が50億ルピア以上
- (4) 当年度にインドネシア法人税率よりも低い税率が適用される国・地域に所在する関連者と、金額問わず取引がある

MFとLFはインドネシア語にて作成が求められます。

規定上、作成期限は会計期末から4カ月以内です。これはあくまでも作成期限であり、提出期限ではありません。税務調査等で税務当局から提出を求められたときは1カ月以内に提出する必要があります。

もし税務当局から移転価格文書の提出を求められ、提出できなかった場合、移転価格に問題ありとして税務当局の独自の判断、見解に基づいた一方的な追徴が課される可能性があります。この場合納税者には反論を行う権利がありませんので十分にご留意ください。

### 2. 税務調査における指摘事例

税務調査において移転価格が指摘される事例のなかで多いのは、納税者が選定した比較対象企業の否認です。税務調査官は納税者が選定した比較対象企業のなかから特に利益率の低い企業を否認する傾向にあります。また、税務調査官が独自の判断で利益率の高い企業を新たに選定し、比較対象企業に加えるよう求めることもよく見られます。

さらに、関連者間の役務提供やロイヤリティも「実態がない」、「受け手に実益が生じていない」として損金が否認される事例も多く見られます。関連者間による役務提供では、実際に役務提供が生じてい

ることを証明できるよう、その提供日や内容を記載した議事録やレポート、ロイヤリティではその基となる無形資産の実態やその価値を示す書類などを準備しておくことが対策となり得ます。

また、特に最近では二次調整でみなし配当が課されるケースが増加しています。二次調整によるみなし配当とは、一次調整として移転価格が指摘され、それによって増加する利益や減少する損失が株主に対する配当とみなされ源泉税が課税されるものです。これにより、税務調査で指摘されたときの納税者の税負担がより重くなる傾向にあります。

### 3. 移転価格に対する対策

インドネシアの税務調査では税務調査官から指摘された場合、納税者側に立証責任があります。税務調査官による追徴は理不尽でかつ強引な指摘も多く、規定とは異なる指摘をすることも珍しくありません。このように厳しく強引な税務調査に対する反論の根拠となるのは移転価格文書と関連する根拠資料です。

したがって、まずは法令にしっかりと準拠し、客観的なデータに基づいて説得力に富んだ隙のない移転価格文書を準備しておくこと、ならびに関連する補足資料や確証をしっかりと整備して税務調査に備えておくことがきわめて重要であり、すべての出発点となります。

### 4. APA (事前確認) 制度

昨今、税務調査で移転価格が指摘されるリスクを軽減するため、APAの申請を検討する納税者が増加しています。APAは、税務当局と納税者の間で関連者間取引の移転価格の算定方法などを事前に確認する制度です。APAの最大のメリットは、納税者は移転価格について一定期間の確実性を得ることができ、税務調査等の係争にかかる時間とコストを大幅に削減するこ

とができるという点です。

インドネシアのAPAには、インドネシア税務当局との間で合意をとるユニラテラルAPA、または2カ国以上の税務当局が関与するバイラテラルまたはマルチラテラルAPAがあり、一度合意を取ると5年間有効です。

APAの申請には要件があり、下記すべての要件を満たす必要があります。

- (1) 直近3年、法人税を申告している
- (2) 直近3年分のMF、LFが作成されている
- (3) 租税に対する犯罪行為がない
- (4) 対象となる関連者間取引が法人税申告書の関連者間取引リストに記載されている
- (5) 対象取引に対して独立企業間価格を適用しており、それが利益率を下げる要因となっていない

申請後、税務当局との間で協議を行います。その期間は規定上、ユニラテラルの場合は12カ月、それ以外は24カ月と決められていますが、実務上はそれを超えて協議がなされている例もあります。

APAは、申請すれば必ず合意を得られるものではありません。APAを申請するにあたり、申請手続きやその後の協議にかかる時間やコストも勘案しながら検討が必要といえます。

<sup>1</sup> Compliance Management for Cross-border Transfers of Personal Information  
<https://kpmg.com/cn/en/home/insights/2023/04/compliance-management-for-cross-border-transfers-of-personal-information.html>

#### 関連情報

KPMGは、日本企業の海外事業展開をこまやかに支援するため、世界の主要31カ国85都市に、約800名の日本人および日本語対応が可能なプロフェッショナルを配しています。

各国の最新情報については、下記をご覧ください。

海外進出支援窓口

<https://home.kpmg/jp/ja/home/services/global-support.html>

中国

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/global-support/china.html>

インドネシア

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/global-support/indonesia.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG中国 上海事務所  
 高橋 星行 / シニアマネジャー  
 江森 岳史 / マネジャー

KPMGインドネシア  
 三竿 祥之 / パートナー

☎ +62-21-570-4888  
 ✉ [yoshiyuki.misao@kpmg.co.id](mailto:yoshiyuki.misao@kpmg.co.id)

## KPMG ジャパン

kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。